社会保険労務士関与先企業の事業主の皆様へ

2025年度

全国社会保険労務士会連合会がおすすめする

使用者賠償責任保険制度（使用者賠償責任保険＋雇用関連賠償責任保険）
サイバーリスク保険のご案内

保険期間 2026年3月31日 午後4時～2027年3月31日 午後4時

お申込期日 2026年3月6日（金）　**中途加入も可能**（毎月10日までの申込で当月月末から補償開始）（翌年2月始期分まで）

全国社会保険労務士会連合会がおすすめする「**使用者賠償責任保険制度**」は、

万が一の労働トラブルへの備えとなります。

- **特長1** 従業員の業務災害・通勤災害に伴い企業が負う法律上の賠償責任を**最大2億円**まで補償!
- **特長2** パワハラ・セクハラ等の侵害行為に伴う法律上の賠償責任を**最大1,000万円**まで補償!
  ※侵害行為のうちパワハラ・セクハラ等のハラスメントを行った本人に対してなされた損害賠償請求に起因する損害は、補償対象外です。
- **特長3** 損害賠償責任だけでなく、**争訟費用**も補償!

労災事故での損害賠償のイメージ

政府労災は、**1 就業していれば得られたはずの利益（逸失利益）**は充分補償されず、**2 精神的苦痛に対する慰謝料**等は補償されません。
例えば、後遺障害1級の場合…

逸失利益 約**8,855**万円 ＋ 慰謝料 約**2,800**万円 ＋ α － 相殺可能額（※1） ➡ 約**1億1,655**万円 **以上の補償額が必要です!**

（※1）政府労災等から支払われる金額と過失相殺して控除される金額等

本保険の対象となる範囲

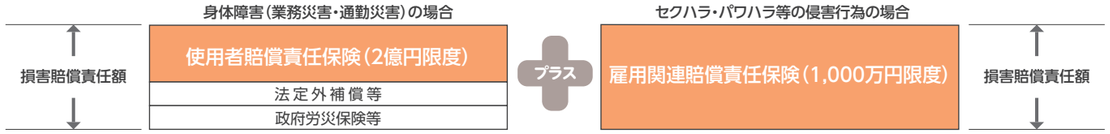

※本保険制度で補償されるのは、図の色付きの部分です。

女性活躍・ハラスメント規制法の成立により、事業主の賠償リスクはさらに高まっています。

パワハラ防止法(※2)等の内容

「パワハラ」が法律で定義され、セクハラと同様に、**事業主が雇用管理上必要な防止措置を講じることが義務化**(※2)されました。
- 雇用管理上の措置の内容（例）
  - パワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発
  - 相談・苦情への対応体制の整備
  - 被害を受けた労働者のケアや再発防止

パワハラに関する紛争が生じた場合、**都道府県労働局長に申請することで、調停制度を利用**できるようになりました。
- 労働者または事業主からの申し出により、都道府県労働局から紛争解決のための援助を受けることができます。

セクハラ・パワハラ等は行ってはならないものとして、その防止に関する事業主・労働者の責務が明確化されました。また、ハラスメントについて相談した労働者に対して、事業主が不利益な取扱いを行うことが禁止されました。

（※2）大企業では2020年6月に、中小企業では2022年4月に義務化されました。

ご加入者特典 **「ストレスチェックサービス」を展開!** 本制度「**使用者賠償責任保険制度**」にて、「**ストレスチェックサービス**」を**無料**で**利用**することができます。

使用者賠償責任保険制度のお問い合わせは「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社（TAC）」まで。

TAC　使用者賠償責任保険 で 検索

WEBサイトアドレス https://www.web-tac.co.jp/sharoushi-shiyoushabai/

提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング」のWEBサイトにアクセスいただき、詳細ご確認の上、同WEBサイト上の見積り請求フォームをご送信ください。

全国社会保険労務士会連合会

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社（TAC）（提携募集代理店）/有限会社エス・アール・サービス（事務幹事代理店）　東京海上日動火災保険株式会社（引受保険会社）

この保険制度は全国社会保険労務士会連合会を保険契約者とし全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業会員等の関与先である法人または個人事業主を記名被保険者とする被保険者明細付契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は全国社会保険労務士会連合会が有します。
全国社会保険労務士会連合会の「使用者賠償責任保険制度」は、〈事務幹事代理店〉有限会社エス・アール・サービスと〈提携募集代理店〉東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社との提携方式による保険募集となります。

このパンフレットは「労働災害総合保険（使用者賠償責任保険）」「雇用関連賠償責任担保特約条項付帯施設賠償責任保険（雇用関連賠償責任保険）」「サイバーリスク保険」の概要をご紹介したものです。詳細につきましては、保険会社よりご契約者にお渡ししてあります保険約款および付帯される特約条項をご確認ください。保険約款等内容の確認をご希望される場合には、契約者までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がありましたら、ご遠慮なく代理店または保険会社までお問い合わせください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

■ご注意ください　※社会保険労務士は本保険の紹介者です。保険業法により、本保険のご説明はできません。ご説明をご希望される場合は、必ず代理店または引受保険会社まで直接お問い合わせください。

お問い合わせ先

提携募集代理店（申込手続きご照会・事故のご連絡・お問い合わせ先）	**東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社**（https://www.web-tac.co.jp） 〒104-0033　東京都中央区新川1-8-6 秩父ビルディング6階 **0120-015-466**（受付:平日9:00～17:00）　**FAX 03-4332-4014** IP電話からは**03-4332-4010**をご利用ください。
事務幹事代理店	**有限会社 エス・アール・サービス**（https://www.sr-service.jp） 〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館 **TEL 03-6225-4873**
引受保険会社	**東京海上日動火災保険株式会社**（担当窓口）**広域法人部法人第二課** **TEL 03-3515-4153**（受付:平日9:00～17:00）

2025年12月作成　25T-001477

使用者賠償責任保険・雇用関連賠償責任保険

支払限度額・免責金額

保険の種類	支払限度額	免責金額
使用者賠償責任保険	1名・1災害／2億円	なし
雇用関連賠償責任保険	1名・1請求・保険期間中／1,000万円	なし

※建設業・林業等の有期事業、金融業・保険業を営まれる企業・事業主はご加入いただけません。

掛金

掛金は、業種・賃金総額・平均被用者数等によって異なります。新規申込、中途契約の場合いずれも提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング」のWEBサイトにアクセスいただき、お見積り請求フォームにて見積書をご請求ください。おって提携募集代理店から見積書を送付させていただきます（掛金には保険料の他に全国社会保険労務士会連合会が徴収する制度運営費3,000円が含まれます。）。

●掛金例（年間分） 〈前提条件〉■平均被用者数:10名 ■1社あたり賃金総額:3,500万円

業種（例）	業種コード	掛金（円）	業種（例）	業種コード	掛金（円）
食料品製造業	41	145,660	理容、美容または浴場の事業	9421	62,890
印刷または製造業	46	172,590	医療業	9431	
電気機械器具製造業	57	86,130	社会福祉または介護事業	9432	
交通運輸事業	71	154,970	情報サービス	9436	
電気、ガス、水道または熱供給の事業	81	91,840	卸売業・小売業・飲食店または宿泊業	98	

※詳細は、「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社」webサイトでご確認いただけます。
※ご申告いただいた「賃金総額・平均被用者数」が把握可能な最近の会計年度の賃金総額・平均被用者数に不足していた場合には、その不足する(ご申告いただいた数値に基づく保険料と実際の数値に基づく保険料との)割合により、保険金を削減してお支払いすることになりますので、ご注意ください。

こんなときに保険金をお支払いします

使用者賠償責任保険*1

困難かつ長時間の業務によるストレスが原因で精神疾患となり労災認定を受けた従業員から、業務実態を看過したとして損害賠償請求され、法律上の賠償責任を負った。

雇用関連賠償責任保険*2

繰り返し人前で厳しい指導を受けた従業員から、業務上の叱責の域を超えたパワハラ行為であるとして損害賠償請求され、法律上の賠償責任を負った。

*1 被保険者が個人の場合には、「被保険者と住居および生計をともにする親族の身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用」については保険金をお支払いできません。
*2 被保険者が個人の場合には「被保険者と同居する親族」に対する賠償責任による損害に対しては保険金をお支払いできません。この免責事由の適用に関する判断は被保険者ごとに個別に行います。

ご加入方法

提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング」の WEB サイトにアクセスいただき、詳細ご確認の上、同 WEB サイト上の見積り請求フォームをご送信ください。

WEBサイトアドレス **https://www.web-tac.co.jp/sharoushi-shiyoushabai/**

TAC　使用者賠償責任保険 で 検索 ※ご更新の方には別途ご案内をさせていただきます。

個人事業主の方が保険加入後に法人化される場合

現在、個人事業主としてご加入の方が、法人化される場合は速やかに東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社までご連絡ください。

個人事業主でのご加入のままでは、法人化後の法人としての事故は補償の対象とはなりません。

保険の概要（使用者賠償責任保険・雇用関連賠償責任保険）

Ⅰ 被用者（対象となる従業員）の範囲

被用者の範囲（使用者賠償責任保険）
事業場において被保険者に使用され賃金を支払われる者で、アルバイト、臨時雇い、パートタイマーなどを含みます。また、派遣労働者も含みます。
労働者等の範囲（雇用関連賠償責任保険）
労働者（*）および労働者となるための申込を行った者（記名被保険者が試験、面接、試用その他類似の採用行為を実施した者を含みます。）をいいます。（ただし、記名被保険者の業務に関する場合に限ります。）
（*）「労働者」とは、使用人（事業場において記名被保険者に使用され、賃金を支払われる者をいいます。）および事業場において記名被保険者のために労働に従事する者（使用人を除きます。）をいいます。

Ⅱ ご加入者の範囲

（使用者賠償責任保険・雇用関連賠償責任保険共通）
全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業社会保険労務士または社会保険労務士法人の関与先である法人または個人事業主

Ⅲ 被保険者（補償を受けることができる方）の範囲

（使用者賠償責任保険）
①全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業社会保険労務士または社会保険労務士法人の関与先である法人または個人事業主
②①が法人である場合は、その役員。ただし①が行う業務に関する限りにおいて、被保険者に含めます。
※②の役員とは、次のいずれかの者をいい、使用人兼務役員を含みます。
（1）法人税法に規定する役員
（2）雇用契約を解消し、退職のうえ新たに委任契約を締結した執行役員

（雇用関連賠償責任保険）
・全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業社会保険労務士または社会保険労務士法人の関与先である法人または個人事業主（記名被保険者）
・記名被保険者の業務に関する場合に限り、以下の者が被保険者に含まれます。
①記名被保険者の使用人（既に退職となった者を含みます。ただし、初年度契約の始期日より前に退職した者を除きます。）
②記名被保険者が法人である場合は、記名被保険者の理事、取締役その他法人の業務を執行する機関（すでに退任となった者を含みます。ただし、初年度契約の始期日より前に退任した者を除きます。）

Ⅳ 保険金をお支払いする場合

（使用者賠償責任保険）
被保険者の従業員（被用者）が業務上の事由または通勤途上で、保険期間中に被った身体の障害について、政府労災保険等の認定を受けた場合に、被保険者が被災した従業員またはその遺族に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。（政府労災保険等に加入していることがご加入の前提となります。）
（雇用関連賠償責任保険）
日本国内において行われた侵害行為（*1）により発生した雇用関連事故（*2）に起因して、損害賠償請求がなされたことにより被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、保険金をお支払いするのは、被保険者に対する労働者等からの損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限ります。損害賠償請求には次の請求を含みます。また、損害賠償責任には、次の請求により負担する支払責任を含みます。
①地位確認等の請求 ②賃金等の支払い請求
（*1）侵害行為とは、以下の行為をいいます。
●労働者の募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的または不利益な取扱いを行うこと。
●職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応によりその労働者に不利益を与えることまたはその性的な言動により就業環境を害すること。
●職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境を害すること。
●職場において行われる労働者に対する次の事由に関する言動により、その労働者の就業環境を害すること。
・労働者の妊婦または出産
・産前、産後休業等の制度または措置の利用
・育児休業、介護休業等の子の養育または家族の介護に関する制度または措置の利用
（*2）雇用関連賠償責任保険における雇用関連事故とは、労働者等の精神的苦痛（それに起因する身体の障害を含みます。）または労働者等の自由、名誉もしくはプライバシーの侵害、雇用契約上の権利の侵害をいいます。

Ⅴ お支払いする保険金

（使用者賠償責任保険）
●お支払いする保険金
（1）法律上の損害賠償金：被用者が労災事故により被った身体の障害について、被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被災した被用者またはその遺族に対して支払責任を負う損害賠償金
※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
（2）争訟費用：損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。）
（3）求償権保全等費用：事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続のために保険会社の同意を得て支出した費用
（4）協力費用：保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

●保険金のお支払方法
（1）法律上の損害賠償金：正味損害賠償金額（*3）をお支払いします。ただし、ご加入された使用者賠償責任保険の支払限度額が限度となります。
（*3）正味損害賠償金額とは、法律上の損害賠償金額から次のア.～ウ.の金額の合算額を差し引いた金額をいいます。
ア.政府労災保険等により給付されるべき金額
イ.次のいずれかの金額
a.法定外補償規定に基づき被保険者が給付すべき金額
b.法定外補償規定がない場合は、法定外補償保険により支払われる金額
ウ.自動車損害賠償責任保険、自動車損害賠償責任共済または自動車損害賠償保障事業から支払われるべき金額
（2）～（4）の費用：原則としてその全額が保険金のお支払対象となります（支払限度額は適用されません。）。ただし、争訟費用については、「正味損害賠償金額＞支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷正味損害賠償金額」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

（雇用関連賠償責任保険）
●お支払いする保険金
（1）法律上の損害賠償金：法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金をいい、不当解雇判決等により記名被保険者が賃金（雇用契約の終了の取扱いが行われた時からその取扱いに起因する損害賠償責任を負担することが確定した時までの賃金をいい、退職手当を含みません。）の支払責任を負担することによる支出を含みます。
※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
（2）争訟費用：損害賠償責任、地位確認等の請求または賃金等の支払請求に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談なども含みます。）
（3）損害防止軽減費用：事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
（4）緊急措置費用：事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
（5）協力費用：引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用
●保険金のお支払方法
（1）～（5）の合算額に対して保険金をお支払いします。ただし、雇用関連賠償責任保険の支払限度額が限度となります。また、この保険契約で支払った保険金の額が保険期間中の総支払限度額に達した後は、いかなる損害に対しても保険金をお支払いしません。

Ⅵ 保険金をお支払しない主な場合

（使用者賠償責任保険）
①ご契約者、被保険者、またはこれらの事業場の責任者の故意による身体の障害
②戦争、内乱、その他これらに類似の事変または暴動による身体の障害
③核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性によって被用者が被った身体の障害
④地震もしくは噴火またはこれらによる津波による身体の障害
⑤石綿（アスベスト）または石綿の代替物質（それらを含む製品を含みます。）の発がん性その他の有害な特性による身体の障害
⑥風土病による身体の障害
⑦被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合または法定外補償規定がある場合は、その契約または規定がなければ被保険者が負担しなかったであろうと認められる損害賠償金または費用
⑧休業補償または傷病手当について労働基準法または船員法が定める補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金
⑨労災保険法等に基づき給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより、被保険者が負担するに至った金額
等
※被保険者が個人の場合には「被保険者と住居および生計をともにする親族の身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用」についても保険金をお支払いできません。
（雇用関連賠償責任保険）
①遡及日（初年度契約の保険始期日）より前に行われた次の侵害行為（その行為と同一のまたは関連もしくは継続するすべての行為は、最初に行為がなされた時にすべてなされたものとみなします。以下同様とします。）
a.不当な解雇または事実上もしくは契約上の不当な雇用関係の終了（黙示の契約に対する違反行為を含みます。）
b.不当に雇用しない行為（派遣社員に対する雇止めを含みます。）
②遡及日より前に被保険者に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実
③被保険者もしくは労働者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）（＊4）
④法令に違反することを被保険者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った侵害行為（＊4）
⑤他人の身体障害（精神的苦痛に起因するものを除きます。）または他人の財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐取
⑥労働者等（過去に労働者であった者およびその者の法定相続人を含みます。）以外の者からなされた損害賠償請求
⑦侵害行為のうちハラスメントを行った被保険者本人に対してなされた損害賠償請求
⑧ご契約者または被保険者の故意（＊4）
⑨戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議（ただし、侵害行為については、労働争議に起因する損害も保険金のお支払い対象となります。）
⑩被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
⑪サイバー攻撃
等
（＊4）この免責事由の適用に関する判断は被保険者ごとに個別に行われます。
※被保険者が個人の場合には、被保険者と同居する親族に対する賠償責任による損害に対しても保険金をお支払いできません。但しこの免責事由の適用に関する判断は被保険者ごとに個別に行われます。

サイバーリスク保険

■ サイバーリスク保険はペーパーレス化の進展、テレワークの普及などデジタル化にともなって急速に高まるサイバーリスクに対応しております。サイバー攻撃等（サイバー攻撃のおそれを含む）の際の対応費用も補償いたします。
■ サイバーリスク保険は**支払限度額最大１億円**です。
■ 保険料は年間売上高、業種および、**「ご質問書」にてご回答いただく内容により決定**されます。

保険の特長

•サイバー攻撃の“おそれ”の調査費用等も補償
サイバー攻撃の発見時の各種対応費用だけでなく、サイバー攻撃の“おそれ”が発見された時の外部機関への調査を依頼する費用、事故が収束した後の再発防止費用も補償します。

•ITユーザーリスクを包括補償
事業活動を取り巻くサイバーリスクを1つの保険で包括的に補償します。

•海外提起の損害賠償請求も補償
海外で提起された損害賠償請求訴訟についても補償します。

•IoT機器への対応
IoT機器へのサイバー攻撃やIoT機器から情報が漏えいした場合等の各種損害も補償します。

対 象 者（加入対象者および被保険者（補償を受けることができる方））
記名被保険者（加入対象者）は、全国社会保険労務士会連合会に登録している開業社会保険労務士または社会保険労務士法人の関与先企業です。
また、被保険者は上記の記名被保険者および記名被保険者の役員または使用人（ただし、記名被保険者の業務に関する場合に限ります。）です。

サイバーリスクの概要
サイバー攻撃は、手口が巧妙化しており、攻撃件数も今後さらに増加することが懸念されています。強固なセキュリティを構築しても、サイバーリスクを完全に排除することは困難です。

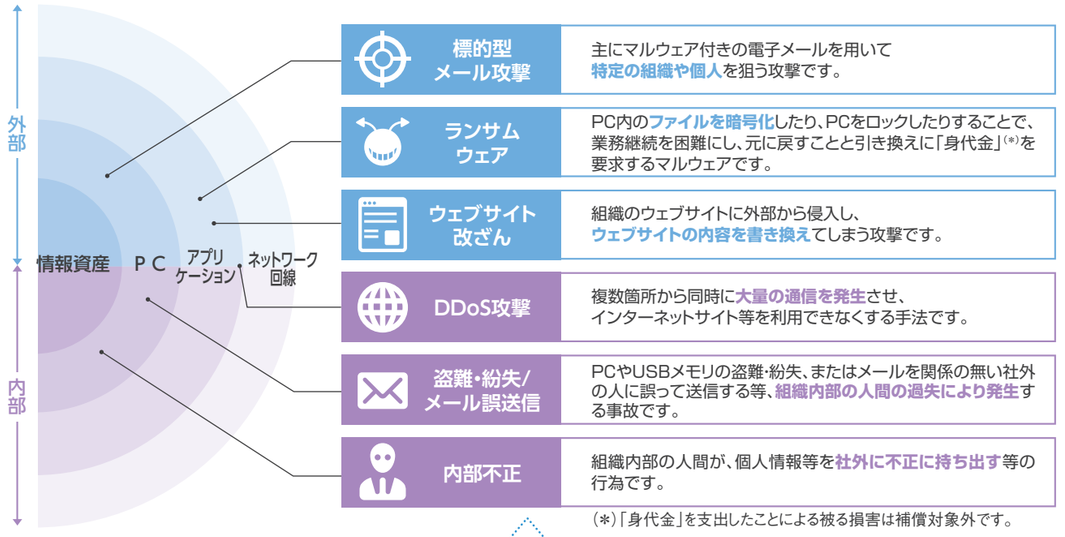

（＊）「身代金」を支出したことによる被る損害は補償対象外です。

サイバーリスク保険は、これらの脅威等により発生した事故の各種損害を**包括的に補償**します。

動画で知るサイバーリスクの脅威と被害
令和2年改正個人情報保護法により、企業はどのような対応を求められるか解説します。
https://tokiocyberport.tokiomarine-nichido.co.jp/cybersecurity/s/CyberAttacks
（東京海上日動火災保険株式会社提供）

想定事故事例

Excelで保存していたファイルが、突然暗号化され、「暗号化を解除するには仮想通貨で支払え」というポップアップが出現した。

顧客を装った方からのメールに添付されていたファイルを開いてしまった結果、使用しているパソコンが不具合をおこしてしまい、メールを送信していないのに勝手に送信されてしまう、送金していないのに勝手に送金されてしまうといった事態になってしまった。

運用するシステムに大量のデータが送り込まれ、サービスが停止してしまった。その結果、顧客情報の確認ができなくなり、業務に支障をきたした。

※本事例はあくまで想定事例であり、実際に発生した事故ではありません。

補償内容や掛金

●保険期間:
2026年3月31日午後4時～2027年3月31日午後4時までの1年間
●中途加入(2026年4月30日始期以降)掛金…月割となります。
●支払限度額(費用の場合は基本支払限度額)は下記となります。
賠償責任部分:1億円(1請求・保険期間中)/
費用部分:1億円(1事故(訴訟対応費用は1請求)・保険期間中)
※賠償・費用ともに免責金額0円です。
※費用種類ごとの個別支払限度額はP.7～8をご参照ください。

保険料はTACにて算出の上、ご案内いたします。

掛金例
その他製造業 年間売上高 **1** 億円 / リスク評価割引 **30**% 適用の場合
年間保険料**88,890**円

代理店東京海上日動あんしんコンサルティングよりお見積りの際に必要となる『ご質問書』および『保険料算出基礎数字申告書』をお送りいたします。

※ご申告いただいた売上高がご加入時に把握可能であった実際の値に不足していた場合は、保険金を削除してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
※保険期間中の売上高の増減による掛金の精算は行いません。
※掛金には保険料の他に全国社会保険労務士会連合会が徴収する制度運営費3,000円が含まれます。ただし、使用者賠償責任保険制度にもご加入の場合には、サイバーリスク保険の部分の制度運営費はいただきません。

ご加入方法

提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング」の WEB サイトにアクセスいただき、詳細ご確認の上、同WEBサイト上の⑬サイバーリスク保険のお見積り希望に☑をつけて、見積り請求フォームをご送信ください。

WEBサイトアドレス **https://www.web-tac.co.jp/sharoushi-shiyoushabai/**

TAC　使用者賠償責任保険 で 検索 ※ご更新の方には別途ご案内をさせていただきます。

※サイバーリスク保険のみにご加入希望の場合は、上記提携代理店まで直接お電話(0120-015-466)ください。

保険の概要(サイバーリスク保険)

Ⅰ 保険の内容

商品構成		主な補償内容
賠償責任保険 普通保険約款 ＋ サイバーリスク 特別約款	(1)損害賠償責任に関する補償 コンピュータシステム(他人のためのコンピュータシステムを除きます。)の所有・使用・管理に起因して発生した他人の事業の休止・阻害、情報の漏えいまたはそのおそれ、人格権・著作権等の侵害等について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。詳細はP.6をご参照ください。	損害賠償金
		争訟費用、協力費用
	(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償 情報の漏えい、サイバー攻撃等に起因して一定期間内に生じたサイバー攻撃対応費用・再発防止費用等や訴訟対応費用を被保険者が負担することによって生じた損害を補償します。詳細はP.6～8をご参照ください。	緊急対応費用、サイバー攻撃対応費用、コンピュータシステム復旧費用、再発防止費用、訴訟対応費用 等

Ⅱ お支払いする保険金の種類・保険金のお支払い方法

(1)損害賠償責任に関する補償［サイバーリスク特別約款(賠償責任担保条項)］

保険金をお支払いする場合

次の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。(*1)(*2)
①IT ユーザー行為に起因して発生した次のいずれかの事由(②および③を除きます。)
a.他人の事業の休止または阻害
b.磁気的または光学的に記録された他人のデータまたはプログラムの滅失または破損(有体物の損壊を伴わずに発生したものに限ります。)
c.その他の不測の事由による他人の損失の発生
②情報の漏えいまたはそのおそれ
③人格権・著作権等の侵害(②を除きます。)
(*1)保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限ります。
(*2)日本国外で発生した上記の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。
日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

お支払いの対象となる損害	
①法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談等も含みます。)
③協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

支払限度額等

損害賠償責任に関する補償で引受保険会社がお支払いする保険金は、法律上の損害賠償金については、ご加入時に設定した支払限度額(1請求・保険期間中ごとの設定)が限度となります。また、損害賠償責任に関する補償でお支払いするすべての保険金(本ページ記載の法律上の損害賠償金および費用)を合算して、ご加入時に設定した支払限度額(保険期間中)が限度となります。

この保険契約においてお支払いする保険金の額は、損害賠償責任に関する補償・サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償でお支払いするすべての保険金を合算して、上記の支払限度額(保険期間中)が限度となります。

お支払いする保険金

【①法律上の損害賠償金】合計額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします。
【②・③の費用】合計額に対して、保険金をお支払いします。

※詳細は、ご契約者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償［サイバーリスク特別約款(サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項)］

①サイバーセキュリティ事故対応費用(訴訟対応費用以外)

保険金をお支払いする場合

P.7～8表記載の費用(その額および使途が社会通念上、妥当であるものに限ります。)を被保険者が負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限ります。
※a～gについては、事故対応期間内に生じたものに限ります。aについては固有のお支払条件があります(P.8(*1)ご参照)。
<セキュリティ事故とは>
P.6(1)損害賠償責任に関する補償における「保険金をお支払いする場合」①～③の事由や、記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステム(他人のためのコンピュータシステムを除きます。)に対するサイバー攻撃をいいます。ただし、本ページ以降に記載のa.緊急対応費用およびb.サイバー攻撃対応費用については、記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステム(他人のためのコンピュータシステムを除きます。)に対するサイバー攻撃のおそれを含みます。
<風評被害事故とは>
セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。

お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等

各費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を、P.7～8表「各費用固有の支払限度額」欄記載の金額を限度に保険金としてお支払いします。
※すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、P.7～8表「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。
※この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、損害賠償責任に関する補償の「支払限度額(保険期間中)」が限度となります。

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
a.緊急対応費用 (＊1)	サイバー攻撃のおそれの発生時に、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要かつ有益な次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃が疑われる突発的な事象が発見されており、かつ、その事象に基づき対応したにもかかわらず、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合にその対応に要した費用に限ります。 ア.コンピュータシステムの遮断対応を外部委託するための費用。ただし、b.サイバー攻撃対応費用に該当するものを除きます。 イ.サイバー攻撃の有無を判断するために外部機関へ調査を依頼する費用。ただし、b.サイバー攻撃対応費用に該当するものを除きます。 ウ.サイバー攻撃のおそれの原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全にかかる費用 エ.サイバー攻撃のおそれに対応するために直接必要な次の費用 (ア)弁護士報酬(保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬を除きます。) (イ)コンサルティング費用。ただし、セキュリティ事故の再発防止に関するコンサルティング費用を除きます。	90%	1事故・保険期間中 1,000万円	1事故・保険期間中 1億円
b.サイバー攻撃対応費用	セキュリティ事故に対応するための次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報(＊2)によって発見されていたときに支出する費用に限ります 。 ア.コンピュータシステム遮断費用 サイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ.サイバー攻撃の有無確認費用 サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限ります 。	100%	1事故・保険期間中 1億円(＊3)	
c.原因・被害範囲調査費用	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。			
d.相談費用	セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。(＊4) ア.弁護士費用 弁護士報酬(個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。)をいいます。ただし、次のものを除きます。 (ア)保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬 (イ)刑事事件に関する委任にかかる費用 (ウ)「f.その他事故対応費用 コ.損害賠償請求費用」の費用 イ.コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用(個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。) ウ.風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用(アおよびイを除きます。)	100%		
e.コンピュータシステム復旧費用	次の費用をいいます。(＊4)なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。 ア.データ等復旧費用 セキュリティ事故により消失、破壊、改ざん等の損害を受けた、記名被保険者が使用または管理するデータ・ソフトウェア・プログラム・ウェブサイトの復元・修復・再製作または再取得にかかる費用 イ.コンピュータシステム損傷時対応費用 セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷(機能停止等の使用不能を含みます。以下同様とします。)が発生した場合に要した次の費用 (ア)コンピュータシステムのうち、サーバ・コンピュータおよび端末装置等の周辺機器(移動電話等の携帯式通信機器・ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。)ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用 (イ)損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用(敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。)ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用(付随する土地の賃借費用を含みます。)および撤去費用	100%	1事故・保険期間中 3,000万円	
f.その他事故対応費用	次のアからコの費用をいいます。ただし、a～e 、g 、P.8「訴訟対応費用」を除きます。 ア.人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ.交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ.通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫び状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、エに規定するものを除きます。 エ.個人情報漏えい通知費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫び状の作成に直接必要な費用 オ.社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用(説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。)。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。	100%	——	

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
f.その他事故対応費用	カ.個人情報漏えい見舞費用(＊4) 公表等の措置(＊5)により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対する謝罪のために支出する次の費用 (ア)見舞金 (イ)金券(保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。)の購入費用 (ウ)見舞品の購入費用(保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。)	100%	被害者 1名につき 1,000円	1事故・保険期間中 1億円
	キ.法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対する謝罪のために支出する見舞品の購入費用(保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。)。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置(＊5)によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限ります。	100%	被害法人 1法人につき 5万円	
	ク.クレジット情報モニタリング費用(＊4) セキュリティ事故によりクレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用 ケ.公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 (ア)弁護士報酬(保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬および、刑事事件に関する委任にかかる費用を除きます。) (イ)通信費 (ウ)記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 (エ)コンサルティング費用(＊4) コ.損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関する損害賠償請求を行うための争訟費用	100%	——	
g.再発防止費用	同種のセキュリティ事故による損害の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用・再発防止策の結果または実施状況に関する報告書の作成費用を含みます(＊4)。 ただし、人格権・著作権等の侵害による損害の再発防止のために支出する費用、c.原因・被害範囲調査費用、d.相談費用、e.コンピュータシステム復旧費用、およびセキュリティ事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を除きます 。	90%	1事故・保険期間中 3,000万円	

(＊1)サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を被保険者が最初に発見した日の翌日から30日以内、かつ、被保険者が緊急対応費用を負担する(支払が未済であっても業者に発注・依頼済みの場合を含みます。)より前に、引受保険会社(東京海上日動の緊急時ホットラインサービス(P.12ご参照)を含みます。)にその事象についてご連絡いただく必要があります。ご連絡がない場合は、その事象を最初に発見した日の翌日から30日以内に生じた費用のみ補償対象となります。
(＊2)次のいずれかをいいます。
ア. 公的機関(サイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。)からの通報
イ. 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告
(＊3)b.サイバー攻撃対応費用、c.原因・被害範囲調査費用、d.相談費用で共有します。
(＊4)引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限ります。
(＊5)次のいずれかをいいます。
①公的機関に対する届出または報告等(文書によるものに限ります。)
②新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道
③被害者または被害法人に対する詫び状の送付
④公的機関からの通報
※詳細はご契約者にお渡ししてあります保険約款をご確認ください。

②訴訟対応費用

保険金をお支払いする場合
この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用(その額および使途が社会通念上、妥当であるものに限ります。)を負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限ります。

お支払いの対象となる費用と支払限度額等
損害額に縮小支払割合を乗じた金額を、下表「各費用固有の支払限度額」欄記載の金額を限度に保険金としてお支払いします。 ※すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、下表「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。 ※この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、損害賠償責任に関する補償の「支払限度額(保険期間中)」が限度となります。

訴訟対応費用の定義	縮小支払割合	支払限度額	
		各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
次の費用のうち、この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア.記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ.記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ.増設コピー機のリース費用 エ.記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ.意見書・鑑定書の作成費用 カ.相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用	100%	1請求・保険期間中 1,000万円	1請求・保険期間中 1億円

※詳細は、ご契約者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

Ⅲ 保険金のお支払い対象とならない主な場合

この保険では、次の事由による損害等に対しては、保険金をお支払いできません。
※ここでは主な場合のみを記載しています。詳細は、ご契約者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

【共通】
・保険金の支払を行うことにより引受保険会社が次の制裁・禁止・規制・制限を受けるおそれがある場合
　ア.国際連合の決議に基づく制裁等
　イ.欧州連合・日本国・グレートブリテン及び北アイルランド連合王国・アメリカ合衆国の貿易または経済に関する制裁等
　ウ.アまたはイ以外の制裁等
・次の事由
　ア.戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他これらに類似の事変または暴動
　イ.アの過程または直接的な準備として行われる国家関与型サイバー攻撃
　ウ.被害国家における次のいずれかの事項に重大な影響を及ぼす国家関与型サイバー攻撃
　　(ア)重要インフラサービスの利用、提供または維持
　　(イ)安全保障・防衛
・核燃料物質(使用済燃料を含みます。)またはこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用

【損害賠償責任に関する補償、サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償】
・保険契約者または被保険者の故意
・地震、噴火、津波、洪水、高潮
・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
・保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)は、その事由
・次の行為
　ア.被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行為
　イ.被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為のうち、被保険者が他人の営業上の権利または利益を侵害することを認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行われた行為
・被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
・他人の身体の障害
・他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐取。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
・被保険者の業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合
・所定の期日までに被保険者の業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。
　ア.火災、破裂または爆発
　イ.急激かつ不測の事故による、記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムの損壊または機能停止
・特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、次の事由に起因する損害に対しては、この規定を適用しません。
　ア.人格権・著作権等の侵害(＊1)
　イ.記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する知的財産権の侵害
・記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
・記名被保険者の直接の管理下にない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害
・被保険者が放送業または新聞・出版・広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版
・被保険者の暗号資産交換業の遂行に関連する事由
・被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置(被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。)のために要する費用(追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。)
・被保険者が業務の結果を保証することにより加重された賠償責任およびこれに伴って生じる費用
・罰金、科料、過料、課徴金、制裁金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金その他これらに類するもの(被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわりません。)
・被保険者相互間における損害賠償請求

【損害賠償責任に関する補償】
・生体情報の保護または取扱いに関する国内外の法または規則等の違反またはそのおそれに起因する賠償責任。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれに起因する損害に対しては、この規定を適用しません。
・記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業を営む者である場合は、次の賠償責任
　ア.電磁的方法により記録される金額等に応ずる対価を得て発行された証票等または番号・記号その他の符号の不正な操作・移動に起因する賠償責任
　イ.不正な為替取引・資金移動に起因する賠償責任

【損害賠償責任に関する補償、サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償:ITユーザー行為に起因する事故(＊2)固有】
・通常必要とされるシステムテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムのかし

【損害賠償責任に関する補償、サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償:情報の漏えいまたはそのおそれの事故固有】
・被保険者が他人に情報を提供または情報の取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたるとしてなされた損害賠償請求

【損害賠償責任に関する補償、サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償:人格権・著作権等の侵害事故(＊1)固有】
・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律もしくは不当景品類及び不当表示防止法またはこれらに類する外国の法令に違反する行為またはそのおそれのある行為
・記名被保険者による採用、雇用または解雇
・記名被保険者の業務の結果の効能、効果、性能または機能等について、明示された内容との齟齬またはそれらの不足
・著作権、意匠権、商標権、人格権またはドメイン名の権利者に対して本来支払うべき使用料(被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわりません。)

【金融機関特定危険不担保特約条項](＊3)
・通貨不安、為替変動、有価証券等の取引における誤発注等の事務的過誤・取引の停止・遅延
・有価証券等の損壊・紛失・盗取・詐取・消失

等

(＊1)「情報の漏えいまたはそのおそれ」を除きます。
(＊2)「情報の漏えいまたはそのおそれ」および「人格権・著作権等の侵害」を除きます。
(＊3)記名被保険者が金融機関である場合に適用されます。

ご加入にあたってのご注意

〈保険金額等の設定〉
保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。
〈告知義務〉
加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
※引受保険会社の代理店には、告知受領権があります。
〈通知義務〉
(使用者賠償責任保険、サイバーリスク保険)
ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。
(雇用関連賠償責任保険)
ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
〈他の保険契約等がある場合〉
この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
〈加入内容変更・脱退〉
ご加入後、加入内容変更や脱退を行う際には、変更日・脱退日より前に取扱代理店までご連絡ください。
〈加入内容変更後の保険金請求〉
加入内容変更をいただいてから1ヶ月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、連絡先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。
〈重大事由による解除について〉
以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合

等

〈加入者証〉
加入者証が届くまでの間、パンフレット等にご加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、ご加入内容が正しいかご確認くださいますようお願いいたします。
〈補償の重複に関するご注意〉
補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

適用される約款 使用者賠償責任保険:労働災害総合保険普通保険約款(使用者賠償責任条項・基本条項)＋通勤災害担保特約(使用者賠償用)＋職業性疾病担保特約＋保険料不精算特約等、雇用関連賠償責任保険:賠償責任保険普通保険約款＋施設所有(管理)者特別約款＋雇用関連賠償責任担保特約＋保険料不精算特約等 サイバーリスク保険:賠償責任保険普通保険約款＋サイバーリスク特別約款＋保険料不精算特約条項等

もし事故が起きたときは

〈もし事故が起きたときは〉
【使用者賠償責任保険】
被用者が業務上の事由または通勤により身体障害(災害)を被ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、災害の状況、被災した被用者の住所・氏名、身体障害の程度、損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。
使用者賠償責任保険において、示談交渉は必ず保険会社とご相談いただきながらおすすめください。なお、あらかじめ保険会社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われた場合は、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
保険金のご請求にあたっては、保険金の請求書、労災保険法等の給付請求書(写)、労災保険法等の支給決定通知書(写)、被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、その法定外補償規定(写)等、事故の様態に応じて必要な書類をご提出いただきます。
保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。
【雇用関連賠償責任保険】
ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
【サイバーリスク保険】
(サイバー攻撃対応費用、原因・被害範囲調査費用、相談費用、コンピュータシステム復旧費用、その他事故対応費用、再発防止費用)
ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要になります。
(緊急対応費用)
サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を被保険者が最初に発見した日の翌日から30日以内、かつ、被保険者が緊急対応費用を負担する(支払が未済であっても業者に発注・依頼済みの場合を含みます。)より前に、引受保険会社(緊急時ホットラインサービス(P.12ご参照)を含みます。)にその事象の発生についてご連絡ください。ご連絡がない場合は、その事象を最初に発見した日の翌日から30日以内に生じた費用のみ補償対象となります。なお、保険金請求にあたっては、サイバー攻撃が疑われる突発的な事象の発生を客観的に示す情報のご提出が必要になります。
(上記7つの費用以外)
ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要になります。
(共通)
保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
〈示談交渉サービスは行いません〉
この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがいまして、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、お客様(被保険者)ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置きください。
なお、引受保険会社の承認を得ないでお客様側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。
〈保険金請求の際のご注意〉
責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。
被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます。(保険法第22条第2項)
このため引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了承ください。
①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合
〈保険会社破綻時の取扱い〉
引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(＊))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
(※)保険契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
(＊)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。
〈代理店の業務〉
代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、代理店と有効に成立したご契約については、引受保険会社と直接締結されたものとなります。
〈ご加入者と被保険者が異なる場合〉
ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、この案内の内容を被保険者(補償を受けることができる方)にご説明いただきますようお願い申し上げます。

一般社団法人日本損害保険協会　そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（https://www.sonpo.or.jp/）

ナビダイヤル 03-4332-5241（全国共通）　注意喚起情報

受付時間：午前9時15分～午後5時（土日祝・年末・年始を除きます。）

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）をご参照ください。

ご加入者の特典

使用者賠償責任保険制度にご加入の場合、以下「ストレスチェックサービス」、「Web学習支援サービス」の両方を利用できます。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

● **「使用者賠償責任保険」**にご加入の場合
『ストレスチェックサービス』を 無料 で利用できます。

● **「雇用関連賠償責任保険」**にご加入の場合
『Web学習支援サービス』を 無料 で利用できます。
職場のハラスメント防止など、貴社の働きやすい環境づくりを応援します。

1 ハラスメント等のテーマについて**動画で学習し、テストで理解度を確認**できます。

2 全従業員の**受講状況と成績を把握**することが可能です。

3 従業員の知識向上により、**雇用トラブルのリスク低減**の一助となります。

動画教材の内容（変更となる場合があります。）

動画教材内容	内容
メンタルヘルスケア（セルフケア）	「ストレス」について、正しい知識や適切な対処法を身につけ、自身でのケア（セルフケア）を実践することで、ストレスと上手く付き合い、メンタル不調の予防にご活用いただけます。
メンタルヘルスケア（ラインケア）	メンタル不調による休職が労災として認められる事例も増える中で、管理職に求められる役割、メンタルヘルスケアの進め方（ラインケア）のポイントを学び、いきいきと働ける職場づくりにご活用いただけます。
生活習慣病対策	生活習慣病が生じる原因や予防のために重要な習慣を学び、健康で活動的に暮らすことのできる期間（健康寿命）を延ばしていくことにご活用いただけます。
労働安全の基本	労働災害が発生するメカニズムや事故を防ぐためのポイント（安全対策に関する知識やルールづくり）を学び、職場の安全向上にご活用いただけます。
職場におけるハラスメント対策	職場におけるハラスメントについて正しく理解し、「自らがハラスメントの行為者にならない」、「職場のハラスメントを見逃さない」ことで、全ての人が能力を十分に発揮できる職場環境づくりにご活用いただけます。

サービスのご利用までの流れ

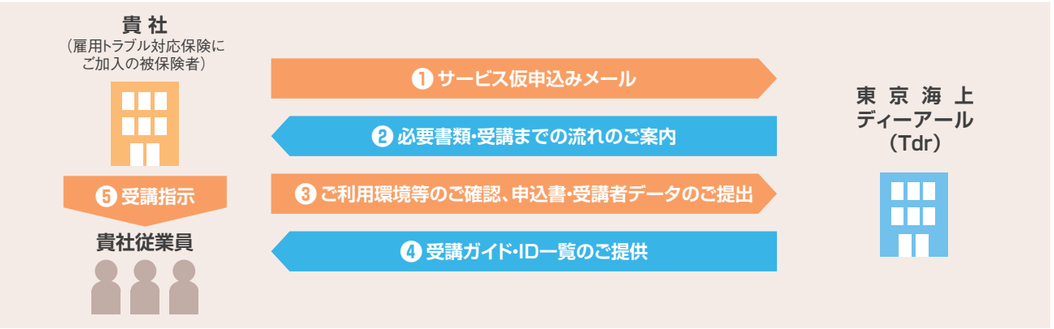

❶下記アドレス宛にサービス仮申込みメールをお送りください。
メールには、「証券番号」「貴社名」「送信者氏名」「連絡先電話番号」「ご契約の代理店名」をご記載ください。
申込先アドレス：tmnf-web-koyou@tokiorisk.co.jp
❷Tdrより、本申込みに必要な書類（申込書等）と、受講開始までのご案内を、メールにてご連絡いたします。
❸ご利用環境等をご確認のうえ、「申込書」「受講者データ」をTRC宛にご提出いただきます。
❹Tdrより、受講ガイド（操作手順書）と受講者のIDをご提供いたします。
❺貴社から従業員の皆様へ受講をご案内いただき、サービスのご利用を開始します。

サービスのご利用に関するご注意

①本サービスは、東京海上ディーアール株式会社を通じてご提供するサービスです。
②本サービスは、雇用トラブル対応保険（雇用関連賠償責任担保特約条項を付帯した施設賠償責任保険）にご加入の被保険者（事業者）の方のみご利用いただけるサービスです。
ご契約者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容をご契約者から被保険者にご説明ください。
③ご契約いただいた雇用トラブル対応保険の年間保険料に応じて、発行可能なID数に次の上限があります。
保険料100万円以下：ID数上限1,000件 / 保険料100万円超500万円以下：ID数上限5,000件 / 保険料500万円超：ID数上限10,000件
④受講可能期間は、ご加入の雇用トラブル対応保険の保険期間の開始日から末日までとなります。
⑤本サービスをご利用の際の通信費は、サービスご利用者のご負担となります。
⑥本サービスの内容は、変更・停止する場合があります。

● **「サイバーリスク保険」**にご加入の場合
『緊急時ホットラインサービス』を 無料 で利用できます。

お客様に発生した様々なサイバーリスクに関するトラブルやインシデントについて、専用窓口（フリーダイヤル）で直接ご支援を実施するサービスです。
※ご利用の際は、「ご契約者名・被保険者名」「証券番号」を確認させていただきます。

日常のサイバートラブルからご支援	経験豊富なサイバー専門家がご支援	多様な専門事業者ラインナップ	初動から再発防止までご支援	保険適用外でもサービス利用可能
ウイルス感染等の**日常のサイバートラブル**に、初期アドバイスやリモートサポート等を行います。	インシデント対応の専門家が、**事故対応に精通した保険会社**ならではの支援を行います。	**多様な専門事業者**の中から、トラブルの状況やお客様のニーズに応じて**最適な事業者をご紹介**します。	初動対応から保険金請求、さらには再発防止策の実行に至るまで**ワンストップ**でご支援します。	仮に保険が適用されない場合でも**サービス利用可能**です。（専門事業者手配の実費はお客様のご負担となります。）

東京海上日動の緊急時ホットラインサービス 0120-269-318（ブロックサイバー） 24時間365日対応（年中無休）

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

サイバーリスク保険の用語の意味

このパンフレットで使用する用語の意味は、次のとおりです。

ITユーザー行為	記名被保険者の業務における次の行為をいいます。 ア. コンピュータシステムの所有・使用・管理。ただし、他人のためのコンピュータシステムの所有・使用・管理を除きます。 イ. アのコンピュータシステムを使用して行うプログラム・データの提供（記名被保険者が所有・使用・管理するコンピュータシステムで直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。）。ただし、プログラム・データ自体を記名被保険者の商品・サービスとして他人に提供する場合を除きます。
コンピュータシステム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁気的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。
他人のためのコンピュータシステム	記名被保険者が他人のために開発・販売・提供するコンピュータシステムをいいます。ただし、記名被保険者の広告・宣伝またはその商品・サービスの販売・利用促進のみを目的として他人に提供するアプリケーション・ウェブサイト等であって、そのすべてを無償で利用させるものを除きます。
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含みます。 ア. コンピュータシステムへの不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェア等の不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。） エ. コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
事故対応期間	被保険者が最初にセキュリティ事故・風評被害事故（定義については、P.6の〈セキュリティ事故とは〉〈風評被害事故とは〉をご確認ください。）を発見した時から、その翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。
情報の漏えい	電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される次のいずれかの情報の漏えいをいいます。 ア. 個人情報 イ. 法人情報 ウ. アまたはイ以外の公表されていない情報（記名被保険者に関する情報を除きます。）
漏えい	次の事象をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。 ア. 個人情報が被害者以外の第三者に知られたこと（知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。以下同様とします。） イ. 法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと ウ. 個人情報・法人情報以外の公表されていない情報が、第三者（その情報によって識別される者がいる場合は、その者を除きます。）に知られたこと。
人格権・著作権等の侵害	記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータベース・ソフトウェア等による、文書・音声・図画等の表示または配信（記名被保険者が対価・報酬を受領して他人に提供するものを除きます。）によって生じた他人の著作権・意匠権・商標権・人格権・ドメイン名の侵害をいいます。

MEMO